主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。(所論は、本件自動車の使用による見物が、作業所の作業員によつて組織された親和会の発意、実行にかかるものであり、被上告人もしくは町長Dの企画、実行したものでないとの原審の事実確定に副わない事実に拠つて、擬律錯誤、判例違反の主張をするもので、引用の判例は適切でなく、論旨は採用しがたいものである。)

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善善	太	郎